

豊山町第9次豊山町高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画の策定について

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定し、3年に1度、市町村ごとに見直しを行います。

(2) 次期計画の策定について

現行の「第8次豊山町高齢者福祉計画・第7次介護保険事業計画」の計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であり、次年度が計画期間の終了年度となります。

次年度、計画期間の終了に伴い、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第9次豊山町高齢者福祉計画・第8次介護保険事業計画」を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、今年度及び次年度の審議会では、計画内容の見直しや介護保険料の改定などについて審議いただきます。

(3) コンサルティング業者について

次期計画の策定を円滑に実施するため、今期計画の委託業者である国立大学法人名古屋大学と委託契約を締結する予定です。委託業者には、アンケート発送、集計分析、計画書作成等を依頼します。

(4) 今後の予定について

別紙のとおり